

熊本市公報(臨時)

第1440号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 臨時発行

目次

告示

令和元年度(2019年度)熊本市人事行政の運営等の状況の公表(告示第696号).....	15
--	----

告 示

告示第 696 号
令和2年10月30日

熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年熊本市条例第1号)第6条の規定に基づき、令和元年度(2019年度)人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

熊本市長 大西 一史

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職状況(令和元年度)

(単位:人)

職種	採用者数	退職者数
事務	72	136
事務(情報)	2	
事務(法務)	2	
社会福祉職	10	1
心理相談員	1	
保育士	15	12
土木	25	21
建築	13	3
機械	13	4
電気	14	5
化学	6	4
農業	2	1
畜産		
水産		
造園	1	1
園芸		
医師	46	8
獣医師		2
歯科医師	1	
薬剤師	6	1
栄養士		
管理栄養士	4	
給食栄養士	4	
診療放射線技師	5	1
臨床検査技師		1
理学療法士		2
作業療法士		

言語聴覚士		
保健師	9	8
助産師	2	
看護師	39	23
公用車運転手		4
作業車運転手		8
ボイラー業務		
給食調理作業員		12
用務員		4
業務	1	4
監督	1	1
技工	1	
電車運転士		
指導主事		
学芸員	1	
文化財専門職	4	1
消防職	13	15
計	313	283

(2) 部門別職員数

部門	職員数(人)		増減数 (人)	主な増減理由	
	平 3 0	令 元			
福祉 関係 を除く 行政	議会	28	28	0	
	総務	873	850	▲ 23	市民サービスコーナー廃止による減
	税務	218	212	▲ 6	組織改編による減
	労働	3	3	0	
	農水	170	172	2	森づくり関連部署新設による増
	商工	190	199	9	熊本城復旧事業による増
	土木	697	724	27	緑化フェア開催事業による増
	小計	2,179	2,188	9	
福祉 関係	民生	880	890	10	待機児童対策による増
	衛生	622	617	▲ 5	震災復興関連組織の業務縮小による減
	小計	1,502	1,507	5	
一般行政計		3,681	3,695	14	
特別 行政	教育	4075	4117	42	小学校の指導体制強化による増
	警察			0	
	消防	797	803	6	新規採用による増
	小計	4,872	4,920	48	

公 営 企 業 等	病院	527	530	3	医療技術職採用による増
	水道	213	206	▲7	退職者不補充による減
	下水道	168	162	▲6	浄化センター業務廃止による減
	交通	82	78	▲4	退職者不補充による減
	その他	170	173	3	競輪場再開による増
	小計	1,160	1,149	▲11	
総合計	9,713	9,764	51		

※各年度4月1日現在の職員数

※職員数には教育長を含み、臨時職員及び非常勤職員は除く

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、次の2つの方法により実施

	概要
能力評価	毎年10月1日を基準に上司が部下の能力・態度・実績について評価
業績評価	毎年2月1日を基準に部下が年度当初に設定した目標について職場の上司が達成度を評価

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和元年度末)	歳出総額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成30年度の人件費率
R1年度	人	千円	千円	千円	%	%
	731,572	398,501,331	6,670,847	81,408,293	20.4	21.0

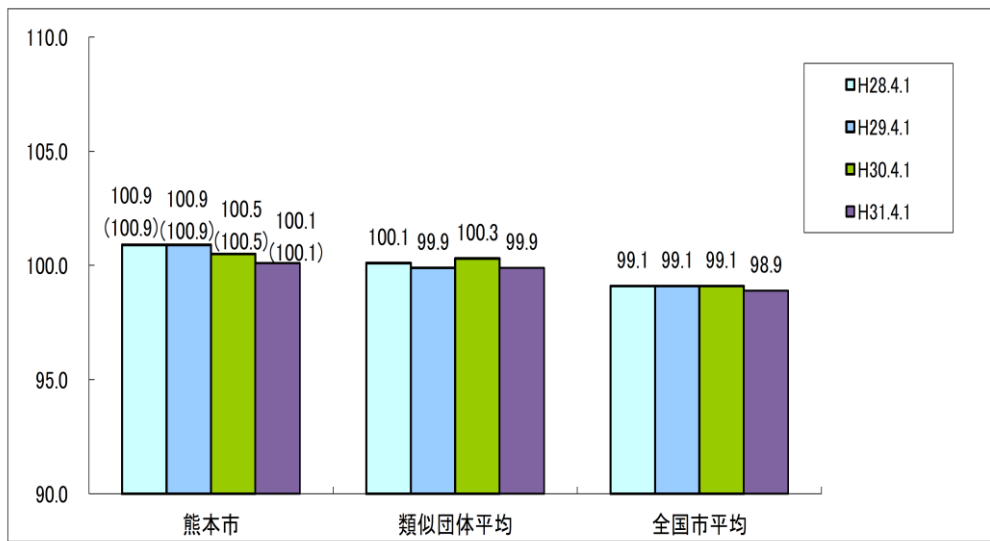
(注) 人口は令和2年3月31日の人口です。人件費には、市長、副市長、市議会議員その他特別職に支給する給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
R1年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	8,615	36,221,567	6,244,256	14,395,885	56,861,708	6,600

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

・昇給抑制の回復

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
R1年度	円 360,772	円 360,422	円 350 0.10 %	% 0.10	% 0.10	% 0.09

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
R1年度	月 4.50	月 4.45	月 0.05	月 0.05	月 4.50	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

【給料表の改定実施時期】平成28年4月1日

【内容】一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%(最大4.6%)引下げ。激変緩和のため、3年間の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。(ただし医療職員は国、教育職員は県に準拠)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び本市の支給割合)

	平成27年度 の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合
	4月1日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
熊本市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

- ・55歳昇給停止
- ・昇格対応表見直し(昇格時給料抑制)
- ・地域手当引上げ(国準拠)(東京事務所等職員及び医療職員)
- ・退職手当支給水準調整(国準拠)
- ・管理職手当引上げ
- ・期末勤勉手当の管理職加算新設
- ・単身赴任手当引上げ(国準拠)
- ・人事評価結果の給与への反映
- ・月額特殊勤務手当の日額化

(6) 特記事項

・地方公務員法改正に伴い、級別基準職務の条例化を実施
 ・病院事業では、熊本市市民病院再建に当たり、次の内容について給与抑制を実施
 ①管理職手当：平成30年1月から令和元年9月まで、職位に応じて5%～20%減額
 ②給料：平成29年度給料改正分のベースアップについて、平成30年1月から12月まで減額
 ③賞与：平成30年6月期0.1月、12月期0.15月分減額、令和元年6月期0.05月分減額

(7) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本市	42.3 歳	324,000 円	416,244 円	350,355 円
熊本県	43.3 歳	329,873 円	404,820 円	356,965 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	41.8 歳	319,895 円	436,783 円	379,775 円

※国ベースの平均給与月額は、平均給料に基本となる手当を加算したものであり、時間外勤務手当等、毎月変動する手当を除いたものです。

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本市	52.5 歳	475 人	363,200 円	422,751 円	379,494 円
清掃職員	52.3 歳	153 人	363,400 円	465,250 円	384,404 円
学校給食員	52.1 歳	92 人	359,600 円	381,126 円	370,120 円
用務員	52.7 歳	77 人	365,800 円	394,558 円	382,828 円
自動車運転手	54.2 歳	39 人	368,100 円	412,183 円	384,575 円
守衛	52.3 歳	14 人	365,500 円	476,249 円	385,778 円
その他	52.4 歳	100 人	361,900 円	414,355 円	374,984 円
熊本県	53.2 歳	252 人	335,926 円	375,281 円	351,020 円
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	- 円	329,380 円
類似団体	50.2 歳	1,035 人	319,806 円	410,639 円	375,356 円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
清掃職員	廃棄物処理業従業員	45.9 歳	296,600 円	1.57
学校給食員	調理士	47.4 歳	215,000 円	1.77
用務員	用務員	55.6 歳	211,600 円	1.86
自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	55.5 歳	193,000 円	2.14
守衛	守衛	56.9 歳	201,800 円	2.36
その他	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
熊本市	-	-	-
清掃職員	7,361,700 円	4,102,900 円	1.8
学校給食員	6,329,812 円	2,942,000 円	2.2
用務員	6,561,396 円	2,883,400 円	2.3
自動車運転手	6,769,796 円	2,377,400 円	2.8
守衛	7,518,988 円	2,727,400 円	2.8
その他	6,748,960 円	- 円	-

※ 民間従業員のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」を基に総務省が調整し、情報提供されたデータを使用しています。(平成28～30年の3カ年平均)

民間従業員データの基礎となる労働者は、①期間を定めずに雇われている労働者、②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上雇用された労働者のいずれかに該当する労働者(短時間労働者を除く。)をいいますが、本市データの基礎となる職員は民間労働者の①に該当する職員のみであり、②又は③に該当する職員(パート、アルバイト職員)はデータの基礎から除かれている点で(C)と(D)とはデータの基礎が異なります。

※ 「職務区分」と「対応する民間の類似職種」は、年齢、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職(高等(特殊・専修・各種)学校教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	47.7 歳	390,500 円	430,349 円
熊本県	44.8 歳	382,962 円	430,446 円
類似団体	44.8 歳	371,129 円	454,455 円

④教育職(小・中学校(幼稚園)教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	46.6 歳	374,700 円	408,478 円
熊本県	45.4 歳	375,336 円	414,868 円
類似団体	41.3 歳	347,616 円	417,661 円

⑤教育職(その他の教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	49.6 歳	400,000 円	540,016 円
熊本県	- 歳	- 円	- 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(8) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		熊 本 市	熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	188,000 円	187,200 円	180,700 円
	高 校 卒	153,300 円	153,000 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	147,000 円	155,500 円	- 円
	中 学 卒	- 円	139,300 円	- 円
教 育 職	大 学 卒	209,100 円	209,100 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
消 防 職	大 学 卒	198,900 円	- 円	- 円
	高 校 卒	163,200 円	- 円	- 円

(9) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成31年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	269,265 円	363,771 円	386,657 円	400,162 円
	高校卒	222,158 円	317,173 円	348,578 円	365,004 円
技能労務職	高校卒	- 円	291,320 円	320,600 円	362,498 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	292,392 円	375,764 円	399,054 円	410,054 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
消防職	大学卒	287,627 円	375,613 円	380,743 円	394,114 円
	高校卒	235,542 円	327,183 円	361,304 円	373,842 円

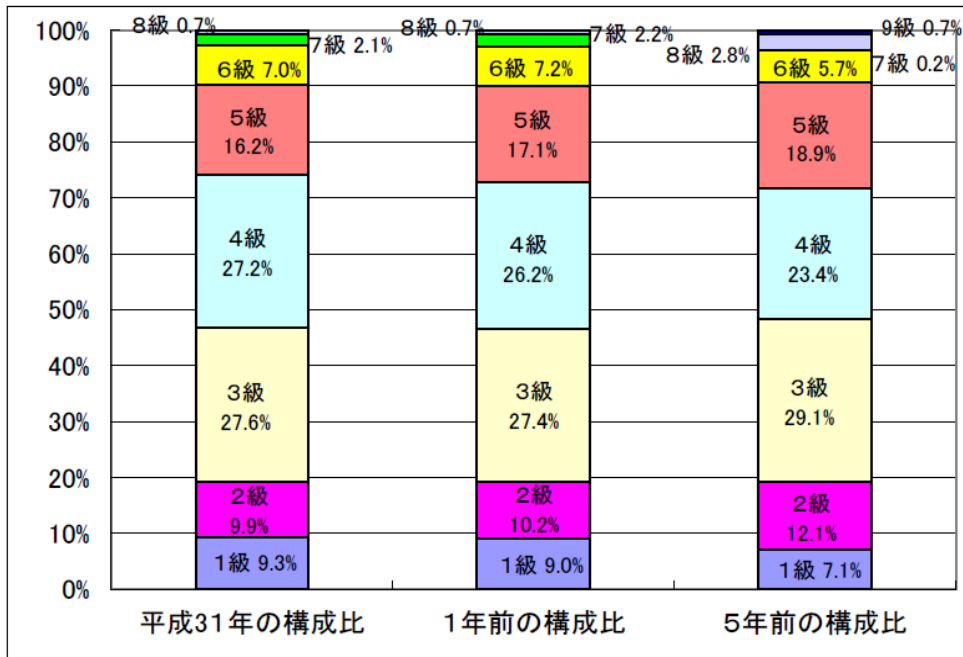
(注) 経験年数とは、学校卒業後すぐに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

(10) 一般行政職の級別職員数及び給料表(平成31年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務	291 人	9.3%	143,700	249,900
2 級	相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	310 人	9.9%	193,300	308,800
3 級	主任主事及び主任技師の職務	868 人	27.6%	225,600	354,600
4 級	主査の職務	854 人	27.2%	260,500	387,100
5 級	主幹の職務	508 人	16.2%	285,500	402,600
6 級	課長の職務	220 人	7.0%	317,700	427,600
7 級	部長の職務	65 人	2.1%	397,500	462,300
8 級	局長の職務	24 人	0.7%	449,300	520,900

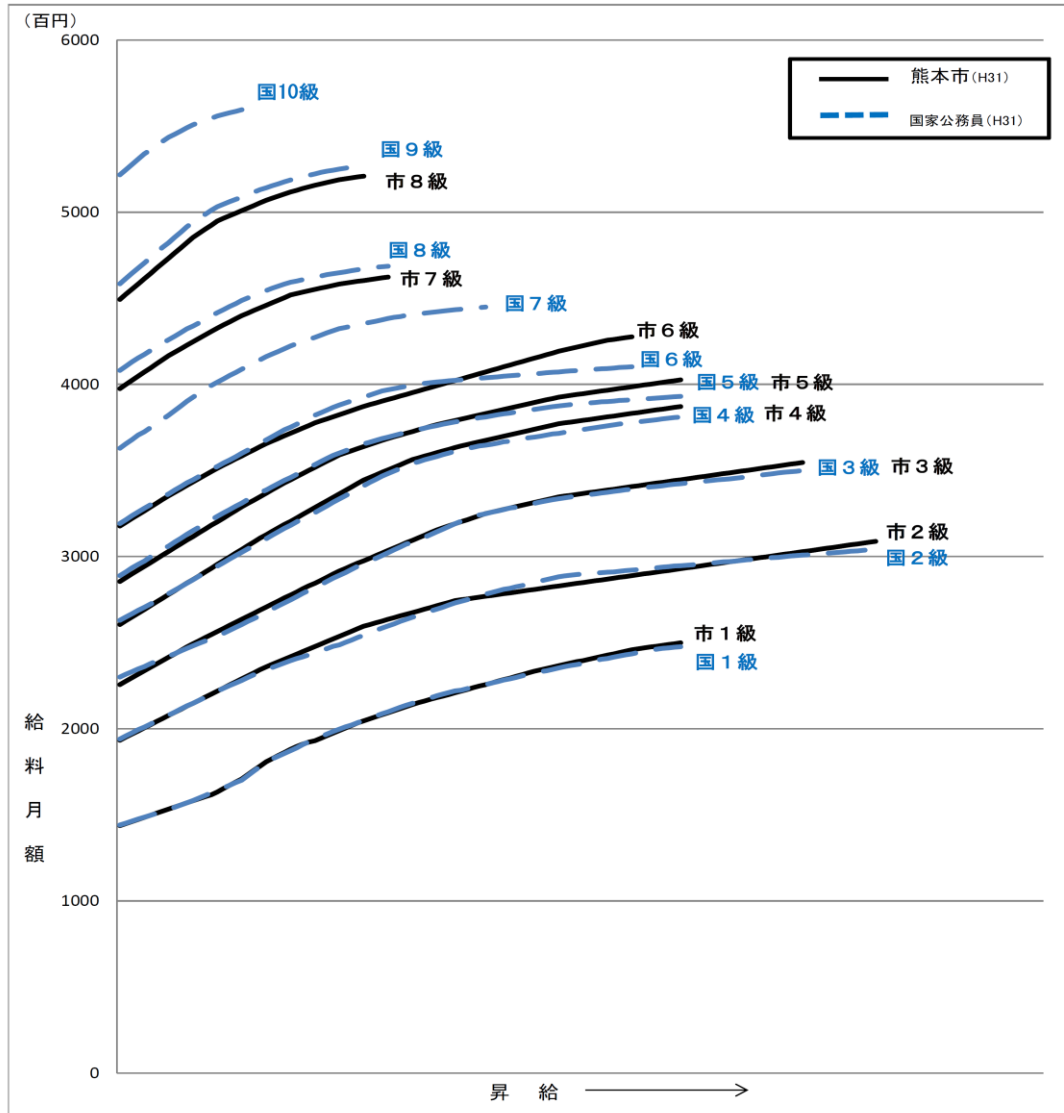
(注) 1 熊本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成28年4月1日より、給料表の級構成を変更し、9級制から8級制へ移行しました。
(旧7級を6級に統合し、旧8級を新7級に、旧9級を新8級へ移行)

(11) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(平成31年4月1日現在)



(12) 昇給への勤務成績の反映状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分	○	○	○	○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(13) 期末手当・勤勉手当

熊 本 市		国	
1人当たり平均支給額 (R1年度)		—	
1,669 千円			
(R1年度支給割合)		(R1年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.90 月分	2.60 月分	1.90 月分
(1.45) 月分	(0.9) 月分	(1.45) 月分	(0.9) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 5～20％		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(熊本市)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(14) 退職手当(平成31年4月1日現在)

熊 本 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.67 月分	24.59 月分	勤続20年	19.67 月分	24.59 月分
勤続25年	28.04 月分	33.27 月分	勤続25年	28.04 月分	33.27 月分
勤続35年	39.76 月分	47.71 月分	勤続35年	39.76 月分	47.71 月分
最高限度額	47.71 月分	47.71 月分	最高限度額	47.71 月分	47.71 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
(退職時特別昇給)	無				
1人当たり平均支給額	1,589 千円	21,430 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、H30年度に退職した職員に支給された平均額です。

(15) 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績 (R1年度決算)		30,858 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R1年度決算)		849,293 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	24 人	20.0 %
医師(歯科医師含む)	16 %	14 人	16.0 %
地域手当補正後ラスパイレズ指数 (ラスパイレズ指数)			100.1 % (100.1)

(注) 地域手当補正後ラスパイレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレズ指数。

(補正前のラスパイレズ指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(16) 特殊勤務手当(令和2年3月31日現在)

支給実績(R1年度決算)		343,362 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(R1年度)		157,893 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(R1年度)		35.9 %		
手当の種類(手当数)		18種(43手当)		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(R1年度決算)	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	放射線技師、看護師	放射線を人体に照射する作業に直接従事したとき。	0円	日額 230円
防疫等作業手当	職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項若しくは第3項に定める感染症又は人事委員会がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院させる作業に直接従事したとき。	0円	日額 250円
同上	職員	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に定める家畜伝染病(口蹄(てい)疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会の定める家畜伝染病に限る。次号において単に「家畜伝染病」という。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	0円	日額 380円(著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)
同上	職員	家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業(前号の作業を除く。)で人事委員会が定めるものに従事したとき。	0円	日額 290円
特別作業手当	職員	行旅死亡人の収容作業、身元確認作業若しくは火葬等の立会作業又は行旅病人の収容作業、身元確認作業等に直接従事したとき。	1,980円	1回につき 660円
同上	職員	人事委員会の指定する有害農薬による病害虫防除作業に直接従事したとき。	9,500円	日額 200円
同上	動植物園に勤務する職員	飼育作業に直接従事したとき。	2,978,500円	日額 500円
同上	精神保健指定医である職員又は精神保健福祉室に勤務する職員	精神保健指定医である職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき診察したとき、又は精神保健福祉室に勤務する職員が同法に基づき精神保健指定医の診察への立会い業務若しくは移送業務に直接従事したとき。	41,905円	日額 290円

同上	区役所保健子ども課又はこころの健康センター若しくは保健所に勤務する職員	在宅の結核患者又は精神疾患を有する者等の訪問指導に直接従事したとき。	17,365円	日額 230円
同上	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等工事等の検査、調査、指導若しくは監督等の業務又は構造物等の点検若しくは補修作業に直接従事したとき。	2,300円	日額 200円
同上	職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある状況下において屋外での災害応急作業、巡回監視又は災害状況調査等に直接従事したとき。	260,000円	日額 500円 (夜間 750円)
同上	職員	土地の取得等に係る交渉の業務に直接従事したとき。	196,400円	日額 400円
同上	土木センターに勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修作業に直接従事したとき。	2,459,550円	日額 300円
動物愛護センター業務手当	動物愛護センターに勤務する職員	野犬捕獲に直接従事したとき。	681,200円	日額 800円
同上	動物愛護センターに勤務する職員	処分犬の処分作業に直接従事したとき。	600円	日額 400円
同上	東部環境工場又は扇田環境センターに勤務する職員	清掃作業又は汚泥若しくは汚水の運搬作業に直接従事したとき。	5,209,230円	日額 780円
同上	クリーンセンターに勤務する職員	ごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	26,031,200円	日額 800円
同上	土木センターに勤務する職員	下水道、用水路又は道路側溝のしゅんせつ作業に直接従事したとき。	335,700円	日額 600円
同上	熊本城総合事務所又は土木センター	公園、熊本城又は道路におけるごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	164,080円	日額 280円
特殊清掃作業手当	東部環境工場に勤務する職員	ごみ焼却炉、ごみピット若しくは汚水槽の内部点検清掃作業若しくはクレーン上の点検作業に直接従事したとき、又は投入槽、消化槽若しくは市が管理する浄化槽の内部点検清掃作業に直接従事したとき。	82,750円	日額 250円
福祉業務手当	区役所保護課に勤務する職員	福祉関係法規に基づく調査指導に直接従事したとき。	8,758,250円	日額 500円

同上	保育園に勤務する保育士	保育業務に直接従事したとき。	5,991,000円	日額 150円
同上	児童相談所又は障がい者福祉相談所に勤務する職員	福祉関係法規に基づく相談、調査指導、判定又は保護に直接従事したとき。	4,618,000円	日額 800円
同上	こころの健康センターに勤務する職員	福祉関係法規に基づく心理判定又は相談に直接従事したとき。	57,200円	日額 650円
市税等事務従事手当	納税課、税制課、市民税課(各税務室を含む。)、固定資産税課、国保年金課に勤務する職員	納税課、税制課、市民税課(各税務室を含む。)及び固定資産税課に勤務する職員が、市税の賦課、調査、徴収又は差押の事務等に直接従事したとき。 国保年金課に勤務する職員が、保険料の徴収事務に直接従事したとき。	11,713,530円	納税課又は国保年金課に勤務する職員 日額 290円 その他の職員 日額 230円
同上	徴税職員 国保年金課に勤務し、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の滞納処分に従事する職員 市営住宅課、城南地域整備室及び植木地域整備室に勤務し、市営住宅使用料の滞納処分に従事する職員 保育幼稚園課に勤務し、保育料の滞納処分に従事する職員	滞納処分等のため外勤したとき。	118,400円	日額 370円
消防手当	消防職員(機関員を除く)	火災現場、災害現場若しくは救急現場に出動したとき。	32,327,280円	1回につき 330円 (深夜においては410円)
同上	機関員	火災現場、災害現場又は救急現場に出動したとき。	19,158,760円	1回につき 410円 (深夜においては510円)
同上	消防職員	救助工作車、はしご車、又は救助資機材により救助作業又は訓練作業に直接従事したとき。	25,283,280円	1当務につき330円
同上	消防職員	特殊危険物質(サリン(メチルホスホノフルオロド酸イソプロピルをいう。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。)又はその疑いのある物質の処理作業に直接従事したとき。	0円	日額 2,600円
同上	消防職員	国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)第2条に規定する国際緊急援助活動に直接従事したとき。	0円	日額 4,000円

同上	消防職員	救急救命士が救急救命に関する業務に直接従事したとき。	11,742,000円	1当務につき800円 (日勤者にあつては勤務1日につき400円)
医療等業務従事手当	医療職員給料表の適用を受ける職員のうち、医療等業務に従事したもの。 動物愛護センター又は動植物園に勤務する獣医師のうち、医療等業務に従事したもの。	-	11,921,950円	日額 4,200円以内
教員特殊業務手当	教育職員給料表(1)又は教育職員給料表(2)の1級、2級又は特2級の職員	特定の業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶとき。	138,342,450円	日額 8,000円以内
教育業務連絡指導手当	市立幼稚園、市立小学校、市立中学校、市立高等学校又は市立特別支援学校の主幹教諭、教諭又は養護教諭のうち、教育委員会規則で定める教務主任その他の主任等での職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、教諭又は養護教諭	当該担当に係る業務に従事したとき。	33,082,000円	日額 200円
多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師であつて、人事委員会が定めるもの	当該学級における授業又は指導に従事したとき。	199,810円	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事日額 350円 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事日額 290円
入学者選抜業務手当	市立高等学校、市立特別支援学校及び市立総合ビジネス専門学校の職員で教育職員給料表(1)の適用を受けるもの	入学者の選抜に係る学力検査の問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行ったとき。	522,900円	1時間につき300円
死体処理手当	職員	著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。)に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき1,000円(人事委員会が定める場合にあつては、2,000円)を超えない範囲内において人事委員会が定める額 (心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合は、4,000円を超えない額)
特例特別作業手当	職員	特定大規模災害に対処するため屋外での災害応急作業、巡回監視又は災害状況調査等に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上直接従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき1,000円を超えない額 (夜間においては、1,500円を超えない額)
災害応急作業手当	職員	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合において、同法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるものの敷地内において行う作業のうち原子炉建屋(人事委員会が定めるものに限る。)内において行うものに従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき40,000円を超えない額

同上	職員	前号に規定する場合において、特定原子力事業所の敷地内において行う作業のうち前号に掲げるもの以外のものに従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき20,000円を超えない額
同上	職員	第1号に規定する場合において、特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業(前2号に掲げるものを除く。)に従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき10,000円を超えない額(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、20,000円を超えない額)
新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当	職員	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の患者又は当該感染症にかかっている疑いがある者がいる又はいた室内、車内、施設その他の人事委員会が定める場所において、当該感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会が定めるものに従事したとき。	1,053,000円	日額 3,000円

(17) 時間外勤務手当

支給実績 (R1 年度 決算)	2,211,411 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R1 年度 決算)	236 千円
支給実績 (H30 年度 決算)	1,940,262 千円
職員1人当たり平均支給年額 (H30 年度 決算)	209 千円

(18) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R1年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R1年度決算)
扶養手当	○配偶者 9,000円 ○子 9,000円 ○その他の扶養家族 6,500円 ○加算措置 16歳から22歳までの間にあ る子 1人につき5,000円加算	異	○配偶者6,500 円 ○子 10,000円	987,277 千円	249,186 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円 を限度に支給	同	-	672,988 千円	310,634 円
通勤手当	○電車・バスなどを利用する 場合 運賃に応じて55,000円を限 度 に 支 給 ○自動車などを利用する場合 使用距離に応じて3,300円～ 23,000円を支給	異	自動車など を利用する場 合の、使用 距離 区 分	666,494 千円	82,538 円
管理職手当	給料表の別及び職員の職に応 じて51,700円～113,600円を支 給	異	役職により俸 給月額 の25/100以 内を 支給(国の 制 度)	567,772 千円	779,105 円
休日勤務手当	○休日等に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額に 100分の125から100分の150ま での範囲内で支給	同	-	486,476 千円	475,577 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難である職 で、新たに採用された医療職 員は、採用の日から35年以内 の期間、月額308,600円以内を 支給	同	-	40,480 千円	3,035,971 円
単身赴任手当	勤務公署を異にする異動に伴 い住居を移転し、やむを得な い事情により同居していた配 偶者と別居し、単身で生活す ることを常況とする職員	同	-	8,630 千円	941,455 円
特地勤務手当	○芳野分室及び金峰山少年自 然の家に勤務する職員 給料月額の100分の1を支給	異	俸給及び扶 養 手 当 の 月 額 の 合 計 額 の 25/100以 内を 支給(国の 制 度)	241 千円	47,387 円
宿日直手当	○一般の宿日直 6,700円 ○医師の宿日直 21,000円	異	一般 4,400円	2,626 千円	286,516 円
管理職員特別勤務手当	職務により10,000円以下	異	○職務により 12,000円以下	9,473 千円	135,007 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時ま での間に勤務する場合、勤務1 時間当たりの給与額の100分の 25を支給	同	-	43,627 千円	65,261 円
義務教育等教員特別手当	○教育職員給料表(1)又は教育 職員給料表(2)の適用を受ける 職員 月額8,000円以内を支給	同	-	239,715 千円	70,416 円

(19) 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	1,190,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
		(- 円)	1,669,000 円 /	500,000 円
料	副市長	947,000 円		
		(- 円)	1,285,000 円 /	792,000 円
報酬	議長	820,000 円	1,179,000 円 / 779,000 円	
		(- 円)		
	副議長	746,000 円	1,061,000 円 / 703,000 円	
員		(- 円)		
	議員	676,000 円	960,000 円 / 648,000 円	
期末手当	市長	(R1年度支給割合)		
	副市長	3.40	月分	
員	議長	(R1年度支給割合)		
	副議長	3.40	月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		1,190,000円×在職月数×0.51	2,913 万円	任期ごと
備考	副市長	946,000円×在職月数×0.24	1,090 万円	任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (H31.4.1現在)

(1) 勤務時間等の状況(通常勤務職場)

勤務時間	休憩時間	週休日
8:30~17:15	12:00~13:00	土曜日・日曜日

(2) 休暇の設置状況

事由		期間
年次有給休暇		20日以内
病気休暇		90日以内
特別休暇 (主なもの)	結婚休暇	5日以内
	妊娠中の通勤緩和	1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
	妊娠障害休暇	14日以内
	産前休暇・産後休暇	出産予定日以前8週間目(多胎妊娠の場合は14週間目)に当たる日から出産の日まで 出産の日の翌日から8週間
	育児時間	子が3歳になるまで、1日に2回以内・各45分
	配偶者分娩休暇	3日以内
	男性の育児休暇	配偶者が出産予定8週間前から出産後8週の間、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達する子を養育する場合、5日以内
	子の看護休暇	子が中学校に就学するまで、一年度中5日以内(対象となる子が複数いる場合は10日以内)
	忌引休暇	続柄に応じて1日から7日
	夏期休暇	5日以内
永年勤続表彰休暇	30年-4日以内 20年-2日以内	

5 職員の休業に関する状況 (R1年度実績)

休業等の取得状況

休業等区分	取得者数		
	男性	女性	計
育児休業	19	361	380
育児部分休業	2	46	48
育児短時間勤務	0	19	19
自己啓発等休業	0	0	0
配偶者同行休業	0	1	1

6 職員の分限及び懲戒処分状況 (R1年度実績)

(1) 懲戒処分状況

	戒告	減給	停職	免職	計
人数	3	2	3	1	9

※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う不利益処分です。

(2) 分限処分状況 (R1年度実績)

	降任	免職	休職	降給	計
人数	0	0	94	0	94

※分限処分とは一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

7 職員の服務状況

職員の服務規律の遵守を徹底するために次の取組を実施しています。

- ・厳正な服務規律の遵守に関する依命通達
- ・公務員倫理研修
- ・営利企業等の従事許可

8 職員の退職管理状況

職員の退職管理の適正を確保するために次の措置を講じています。

- ・再就職者による依頼等の規制
- ・再就職情報の届出及び公表
- ・再就職あっせんの制限

9 職員の研修の状況

研修区分		延べ人員	
		令和元年度	
1 特別研修		878人	
	政策形成実践研修	人	
	職員セミナー	人	
	公務員倫理研修	878人	
2 基本研修		1,344人	
	新規採用職員研修	429人	
	採用4年目職員研修	163人	
	採用5年目職員研修	人	
	採用8年目職員研修	206人	
	採用11年目職員研修	人	
	業務職員研修	人	
	職種変更職員研修	12人	
	新任作業長・主任研修	22人	
	主査級昇任者研修	144人	
	ライン主査研修	人	
	主幹級昇任者研修	76人	
	課長級試験合格者研修	47人	
	課長級昇任者研修	46人	
	課長ブラッシュアップ研修	人	
	1次評価者人事評価研修(人事課主催)	146人	
2次評価者人事評価研修(人事課主催)	53人		
3 実務研修		人	
	ジャンプアップ研修	段取り力強化講座	人
		ロジカル問題解決講座	人
		文書作成講座	人
		女性のキャリアデザイン講座	人
		説明力強化講座	人
		コーチング講座	人
	行政法研修		
	民法研修		
	4 内部講師養成研修		27人
接遇リーダー養成講座		人	
接遇リーダーブラッシュアップ研修		27人	
5 派遣研修		84人	
	事例調査派遣研修(国内)	人	
	自治大学校	3人	
	早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会	3人	
	幹部育成派遣研修(管理職部会)	3人	
	政策研究大学大学院	人	
	国際文化アカデミー	人	
	市町村アカデミー	人	
	熊本県市町村職員研修協議会	75人	
	6 職場研修		23,106人
職場研修推進支援		182人	
接遇マナー&対応力向上研修		80人	
職場集合研修		42人	
すまいる向上キャンペーン		10,928人	
職員倫理意識向上の職場研修		10,928人	
職場派遣研修		12人	
他課主催全庁研修			934人
		債権回収実務研修	人
		条例制定研修	人
		政策法務研修	人
		法務研修	人
		職員人権教育研修会	444人
		学びあい研修	95人
		性的マイノリティへの理解促進に向けた職員研修	277人
		韓国語研修	人
やさしい日本語研修		118人	
7 自主研修		160人	
	資格取得・自己啓発支援		160人
		自主学習グループ活動支援	人
		資格取得支援	6人
		大学公開講座受講支援	人
		eラーニング(市町村アカデミー)	人
		eラーニング(自治大学校)	154人
		eラーニング(JMAM)	人
合計(延べ人数)		25,599人	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

令和元年度(2019年度)職員厚生会事業(実績)

団体の名称	熊本市職員厚生会
会員数	10,405名
公費負担額	0円
会員負担・その他収入額	217,897,999円
事業主:職員の負担割合	1.5/1,000:4.0/1,000

(事業の概要)

事業名	主な概要
給付事業	結婚、出産祝金等(13種類)
貸付事業	厚生貸付金、災害貸付金
厚生事業	人間ドック補助、ウォキングキャンペーン等
カフェプラン事業	資格取得利用、書籍購入利用等
収益事業	グループ保険・全国市長会任意共済保険・全国都市職員災害共済会事務、各生命保険・損害保険の団体取扱事務、公務員賠償責任保険事務

人事委員会の業務の状況

人事委員会は、地方公務員法第7条に基づき設置される人事行政に関する、専門的・中立的な第三者機関です。その権限および主な業務は、次のとおりです。

1 権限

(1) 主な行政的権限

- ① 人事行政に関する調査、研究等
- ② 給与等に関する議会及び市長への報告及び勧告
- ③ 競争試験又は選考の実施
- ④ 労働基準監督機関としての職権行使
- ⑤ 職員の苦情の処理

(2) 準立法的権限

人事委員会規則等の制定改廃

(3) 準司法的権限

- ① 勤務条件に関する措置要求の審査
- ② 不利益処分についての審査請求の審査

2 業務の状況

(1) 令和元年(2019年)職員の給与等に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、令和元年(2019年)10月8日に、市議会及び市長に対して給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は、次のとおりです。

(報告の内容)

① 給与の改定について

- 月例給について、職員給与が民間給与を350円(0.10%)下回り、初任給について、職員の初任給月額が民間の初任給月額を下回った。本市の実情及び人事院勧告の内容を勘案して給料表等の改定を行うことにより較差の解消を行うことが必要
- 特別給(期末手当及び勤勉手当)について、職員の年間支給月数が市内民間事業所の特別給の年間支給割合を0.05分下回った。人事院勧告の内容を踏まえ、本年12月期の勤勉手当の支給月数を0.05分引き上げることが必要
- 住居手当について、本年、人事院は、国家公務員宿舍の使用料の上昇を考慮し、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を1,000円引き上げるよう勧告。本市は公務員宿舍を所有していないことから、他の地方公共団体の動向等を考慮の上で、慎重に検討することが必要

② 人事管理について

○ 職員の任用について

・人材の確保と育成について

人材の確保については、説明会等を通して、本市職員としてのやりがいや魅力等について発信していく。人材の育成については、熊本市人材育成基本方針に基づく各種の取組を活用し、職員の能力向上を推進するとともに、人事評価制度を有効に活用し、個々の職員の能力や意欲の向上を図ることが重要

・昇任について

近年、課長級昇任試験については受験率が年々伸びている。今後も、より透明性・公平性・納得性の高い昇任試験制度の確立に向けて調査・研究を進めていく。

・女性職員の活躍推進について

今後も積極的に女性職員の登用に向けて取り組むとともに、女性職員個々のライフスタイルやキャリア形成にあった支援制度の更なる充実や活用を通して、より良い職場環境の醸成を図っていくことが必要

・高齢層職員の能力及び経験の活用について

定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正について、今後、国・他の地方公共団体の動向を注視しつつ、調査・研究を進めて行くことが必要

・障がい者雇用に関する取組について

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に定める合理的配慮を含め、障がい者が長く働き続けることのできる職場環境の整備が必要

○ 勤務環境の整備について

・時間外勤務の縮減について

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成31年人委規則第3号)を制定し、時間外勤務命令の上限時間について、原則月45時間、年360時間、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員については月100時間、年720時間と設定。任命権者による他律的な業務の比重が高い課等の指定の状況等を含め、長時間労働の是正に向けてその動向を注視していく。

・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進について

育児や家族介護、心身の疾患等の事情によって通常の勤務が困難となった職員にとって、継続してその能力を発揮できるよう、多様な働き方を可能にする制度の拡充と、その制度を利用しやすい職場環境の更なる整備が望まれる。

・メンタルヘルス(心の健康)対策について

ストレスチェックをはじめ、「第二期 熊本市職員の心の健康づくり計画」に基づく実施状況の評価と改善に継続的に取り組むことが重要

・ハラスメント防止対策について

ハラスメントによって、職員の人権が侵されたり、勤務環境が害されることのないよう、職員への周知啓発を図るなど、職員及び職場全体のハラスメント防止に対する意識を高めていくことが必要

③ コンプライアンスの推進及び公務員倫理の確保について

職員一人ひとりが全体の奉仕者として職務に精励し、勤務時間外においても法令遵守意識と高い倫理観を持って行動することで、市政に対する信頼回復に努めていくことが必要

(勧告の内容)

① 給料表等

現行の行政職員給料表等について、本市の実情及び人事院勧告の内容等を勘案し、民間給与との較差を解消するよう改定すること。

行政職員給料表以外の給料表(教育職員給料表(1)及び教育職員給料表(2)を除く。)等については、行政職員及び対応する国家公務員との均衡を考慮して改定すること。

教育職員給料表(1)、教育職員給料表(2)等については、行政職員との均衡を考慮して改定すること。ただし、これまでの教育職員の給与改定に係る経緯等を踏まえ、熊本県における改定状況も考慮すること。

② 期末手当及び勤勉手当

報告の内容及び国の特別給の改定状況等を考慮して改定すること。

③ 改定の実施時期

この改定は、平成31年(2019年)4月1日から実施すること。ただし、期末手当及び勤勉手当について、令和元年(2019年)12月期の支給に関する改定は令和元年(2019年)12月1日から、令和2年(2020年)6月期以降の支給に関する改定は令和2年(2020年)4月1日から実施すること。

(2) 採用の状況

①採用試験

試験区分	職種	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B	
上級職	事務職	576	391	120	116	80	4.9	
	社会福祉職	32	25	13	13	9	2.8	
	心理相談員	6	4	2	2	1	4.0	
	技術職	土木	19	14	9	9	8	1.8
		建築	13	5	5	4	3	1.7
		機械	7	2	1	1	1	2.0
		電気	13	4	3	3	2	2.0
		化学	25	19	10	9	5	3.8
		農業 造園	6 6	4 1	4 0	3 -	2 -	2.0 -
免許資格職 (上級職)	保健師	30	27	22	22	15	1.8	
初級職	事務職	244	195	66	58	32	6.1	
	学校事務職	30	24	10	8	6	4.0	
	技術職	土木	29	20	15	10	8	2.5
		建築	4	3	1	1	1	3.0
		機械	11	9	7	4	2	4.5
電気		13	12	7	3	2	6.0	
消防職	上級消防職	142	107	20	20	10	10.7	
	初級消防職	209	157	18	16	9	17.4	
	初級消防職 (救急救命士)	34	21	7	6	2	10.5	
合計		1,449	1,044	340	308	198	5.3	

②採用選考試験

試験区分	職種	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B	
		人	人	人	人	人	倍	
免許資格職 (上級職)	獣医師	1	0	-	-	-	-	
	薬剤師	16	13	9	5	4	3.3	
	助産師	10	10	7	6	3	3.3	
	学芸員 (保存科学)	9	7	3	2	1	7.0	
免許資格職 (中級職)	看護師	42	40	26	22	14	2.9	
	診療放射線技師	12	12	5	5	2	6.0	
	保育士	54	40	12	11	6	6.7	
	臨床検査技師	37	28	8	6	1	28.0	
	理学療法士	20	18	8	8	2	9.0	
	言語聴覚士	12	10	8	8	3	3.3	
	給食栄養士	32	20	11	9	4	5.0	
民間Ⅰ	事務職	339	267	20	20	10	26.7	
	技術職	土木	18	14	8	8	2	7.0
		機械	9	6	4	4	2	3.0
		電気	18	17	7	6	2	8.5
	文化財専門職	1	1	1	1	1	1.0	
	看護師	47	41	30	29	16	2.6	
	診療放射線技師	29	25	9	9	4	6.3	
民間Ⅱ	事務職(情報)	16	12	11	8	3	4.0	
	事務職(法務)	20	14	11	9	5	2.8	
障がい者 対象	事務職	36	26	12	12	5	5.2	
	学校事務職 (内数 併願者)	28 (27)	19 (18)	5 (5)	4 (4)	0 (0)	-	
追加募集分	看護師 (経験者対象)	50	39	39	37	21	1.9	
	看護師	22	15	14	13	7	2.1	
	薬剤師	8	7	7	6	4	1.8	
合計		886	701	275	248	122	5.7	

③採用選考(承認)

区分	職	任命権者			計
		市長	病院事業 管理者	交通事業 管理者	
		人	人	人	人
一般職 (医師を除く。)	局長級	1			1
	部長級	1			1
	課長級				
	主幹級				
	主査級				
	主任主事・主任技師	2	1		3
	主事・技師	1			1
その他の職	医師	副院長			
		部長級			
		科部長	4		4
		課長級			
		医長	2		2
		主幹級			
		主査級			
		技師	14		14
		医員補	1		1
	嘱託員				
	特別顧問				
歯科医師					
保育士					
助産師					
臨床検査技師					
任期付職員	局長級				
	部長級				
	課長級				
	主幹級				
	主任主事・主任技師	3		3	
	主事・技師				
計		8	22	0	30

※市長には、議会事務局及び各行政委員会を含む。

(3) 昇任の状況

①課長級・主査級

試験区分	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
課長級	223人	207人	72人	72人	48人	4.3倍
主査級 (34歳～41歳)	227	211	113	113	75	2.8
主査級 (42歳以上)	137	129	68	68	45	2.9
計	587	547	253	253	168	3.3

②消防吏員昇任試験

試験区分	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
消防司令	54人	53人	23人	23人	15人	3.5倍
消防司令補	103	102	42	42	28	3.6
消防士長	81	81	45	45	30	2.7
計	238	236	110	110	73	3.2

③昇任選考(承認)

任命権者 職	任命権者						計
	市長	教育委員 会	交通事 業管理 者	上下水 道事業 管理者	消防長	病院事 業管理 者	
局長職	7人	1人			1人		9人
部長職	27	2	1		2	3	35
課長職	3	1				7	11
主幹職	86	9		7	8	11	121
主査職	14	6	2	3		4	29
小計	137	19	3	10	11	25	205
消防司監	-	-	-	-	-	-	-
消防正監	-	-	-	-	1	-	1
消防監	-	-	-	-	5	-	5
消防司令長	-	-	-	-	9	-	9
消防司令	-	-	-	-	-	-	-
消防司令補	-	-	-	-	-	-	-
消防士長	-	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	15	-	15
計	137	19	3	10	26	25	220

※ 市長には、議会事務局及び各行政委員会を含む。

(4) 転任の状況

①職種変更試験

区分	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	合格率 B/A
事務職	4人	4人	2人	2人	1人	25.0%
技術職(土木)	0	-	-	-	-	-
消防職	0	-	-	-	-	-
計	4	4	2	2	1	25.0

②転任(承認)

転任前の職種	転任後の職種	人数
事務職	消防職	1人
事務職	臨床検査技師	1
事務職	看護師	4
消防職	事務職	1
教諭	指導主事	3
計		10

(5) 勤務条件に関する措置要求の状況

件数:1件

(6) 不利益処分に関する審査請求の状況

件数:3件